

## 未成年者（18歳未満）の受診について

当院は、地域の発展に貢献するために、救急医療、小児医療、周産期医療、災害時医療を中心に安全で良質な医療が提供できるように努めています。したがって、未成年者の外来受診に際して原則、保護者等、法律上の代理人として認められた方等の同行をお願いしております。

必要性につきましては下記の通りです。

- ◆ 疾患の状態、病歴、治療中の病気や服用している薬の有無確認のため
- ◆ 内容、各種のアレルギー等、必要な医療情報を的確に確認するため
- ◆ 避けられないリスクが伴う処置や処方副作用等への理解と適切な判断を仰ぐため
- ◆ 診療の方針を決定する際、保護者等の方の判断や同意が必要なため

なお、その場で適切な処置を行わなければ、重大な後遺症や生命の危険があると担当医が判断する緊急時にはご承諾なしに診断、治療を開始いたします。

学校（園）、学童保育又は通学（園）中などやむを得ず保護者等の方が同伴できない場合には、電話で診療の確認や説明、同意をお願いすることがあります。必ずご連絡が取れるようご配慮ください。ご連絡の取れない場合や診療内容によりましては、担当医の判断で後日改めて同伴で来院していただく場合があります。また、再診の場合は担当医にご相談ください。

ご不便をお掛けすることもあるかと存じますが、安全・安心な医療提供の取り組みのため、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

令和2年10月  
公益社団法人地域医療振興協会  
練馬光が丘病院